

# エコ配コレクト約款

## 第1条 総則

エコ配コレクトサービスを利用される方との基本的取引内容を定め、エコ配コレクト約款(以下「本コレクト約款」という。)との名称において利用者の方と当社と基本的な契約内容を定めます。本約款は、株式会社エコ配が提供するエコ配コレクトサービス(代金引換, 以下「本サービス」という。)利用にあたっての一切に適用されます。なお、当社が提供する他のサービスについては、サービスごとの規約もしくは約款が優先されます。

## 第2条 用語の定義

本コレクト約款における用語は以下のとおりとします。

### ■「荷送人」

自ら売主として荷受人に対して商品を販売する者で、本コレクト約款に基づき本サービスを利用する者を指します。

### ■「荷受人」

売主である荷送人から物品を買受けた者として又は荷送人から物品を買受けた者に代わって荷送人に対してその代金の支払義務を負う者を指します。

### ■「集金代行業務」

本コレクト約款第3条で説明する本サービスの利用により商品の輸送とともにその商品の代金を集金し、これを、売主である荷送人に引き渡す迄の業務を

指します。

■ 「商品」

荷送人が自らの荷受人に対して販売した物品について当社に対して本コレクト約款第3条で説明する本サービスを利用してその代金の集金を依頼した物品を指します。

### 第3条 エコ配コレクトサービスの内容

- 1 本サービスは、荷送人から株式会社エコ配(以下「当社」という。)に対して、荷送人から商品を購入した荷受人に対する商品の配送の委託に加えて委託荷物(以下「商品」という。)の販売代金(以下「商品代金」という。)を商品の配送と引換えに集金し、後日、当社から荷送人にその集金した代金を引き渡すサービスを指します。
- 2 荷送人は本サービスの利用にあたっては、当社が指定する本サービスの専用伝票(「エコプラスコレクト伝票」, 以下「本コレクト伝票」という。)を使用することとし、本コレクト伝票の所定欄に、荷送人及び荷受人の住所・氏名・電話番号、代金、消費税等を明確に記載して、個別に委託するものとします。
- 3 荷送人が本サービスにより集金を委託できるのは、当該商品の販売によってその対価として荷受人が支払うべき金額とします。

- 4 荷送人が当社に対して配送を委託できる商品の価額の上限は金 30 万円とします。
- 5 前項の適用にあたり、一つの荷受人に対して1日に複数の本コレクト伝票をもって本サービスを利用する場合は、その日に発送する本コレクト伝票に記載される委託金額の合計額が金 30 万円以内であることとします。
- 6 当社は、荷受人から商品代金を集金した場合には、当社指定の書式による領収証を発行します。
- 7 本サービスは、商品の集荷先及び配送先のいずれもが以下の地域の範囲にあることを前提とします。
  - ・東京 23 区内(離島・島しょ群を除く)
  - ・名古屋市内
  - ・大阪市内
- 8 本サービスは、商品一品につき一荷物とします。一品の商品を複数の荷物に分割して利用することはできません。
- 9 本コレクト約款に定めのない事項については、当社運送約款に従うこととします。

#### **第4条 本サービスの申込**

荷送人は、本コレクト約款に同意し、また当社運送約款を確認のうえ、当社所定の「エコ配コレクトサービス取引申込書」(以下「本取引申込書」という。)及び当社で定める添付資料を提出のうえ本サービスの申し込みを行うものとし、当社がこれを承諾(別途通知、電話・電子メール・本コレクト伝票のお届け等)を行ったときに、当社

との本サービスの利用契約が成立するものとします。

なお、当社は以下に定める場合は、荷送人からの本サービスの利用申込を承認しないことができることとします。

- ① 荷送人の申込内容に、虚偽の事実が含まれていた場合
- ② 荷送人が当社への輸送の委託等において、荷送人の帰責事由によりその委託等を解除されたことがある場合
- ③ 東京都暴力団排除条例及びその趣旨に照らし、当社が荷送人に対して、本サービスを提供することが不相当と判断した場合
- ④ その他、当社の判断により、当社が荷送人に対し本サービスを提供することが不相当と判断した場合

## **第5条 運送及び商品代金の集金の委託**

荷送人は当社に対し、当社の運送約款に基づく商品の運送を委託するとともに商品代金の集金及び代理受領業務を委託し、荷受人が荷送人に支払うべき商品代金を受領する権限を授与する事とします。

## **第6条 本サービスを利用できる商品**

本サービスを利用出来る商品は、以下に限られるものとします。

- ① 三辺合計 80 センチメートル以内の物であること

- ② 荷送人が荷受人に対して販売する商品が、条約、法律、条例等でその販売が禁止されていない物、またその販売が公序良俗に反しない物であること
- ③ 商品の価値が金 30 万円を超えない物であること
- ④ その他、当社運送約款においてその取扱ができない物ではないこと

## 第7条 本サービスを利用することができない場合

荷送人は、以下の場合には本サービスを利用することができません。また、当社は、荷送人から集荷を受けた後に以下の事項に該当することが判明した場合、本サービスの提供を行わないことができるものとします。

- ① 本コレクト伝票以外の送り状を使用しての配送の場合
- ② 代引金額欄の金額が訂正されている場合、金額の記載がない場合、金額の判読が困難な場合
- ③ 荷物の送付先が本サービスの提供地域以外である場合
- ④ 商品について虚偽の申告がなされた場合
- ⑤ 1通の本コレクト伝票記載の商品の代金額が金 30 万円を超えている場合
- ⑥ 荷送人がその販売に古物商等の免許など何らかの免許等が必要となる場合において、荷送人がその免許・資格等を有しない場合
- ⑦ 荷送人が荷受人又はその関係者に対して有する売掛金その他の債権の清算を目的とする場合や荷受人又はその関係者に融資を行うことが目的の場合
- ⑧ 荷送人が本コレクト約款に反して本サービスの利用をしていると認められる場合

- ⑨ その他、当社が不適當と判断した場合

## 第8条 運賃・手数料・経費等について

- 1 本サービスの料金(運賃及び手数料)は、本取引申込書記載のとおりとします。
- 2 一度に一荷受人から收受する商品代金等の金額が3万円を超える場合には、荷送人は領収書に貼付する印紙代を負担することとし、当社がこれを立て替え、当社の定める方法によりその精算を行うこととします。
- 3 本条第1項及び第2項記載の運送料・手数料・経費については、当社は毎月末日締で計算し、その請求書を電子メールにより荷送人に送付するものとし、荷送人は同請求書を確認の上、原則として請求書を受領した日の属する月の25日迄に当社の請求書記載の銀行口座へ振込送金(振込手数料は荷送人負担)して支払うこととします。
- 4 荷送人は、当社に対し別途書面による請求書の発行を求める場合は、請求書発行手数料として請求書1通あたり100円(税別)を当社に支払うこととし、前記の手数料とともに支払うこととします。

## 第9条 商品代金の荷送人への引渡

- 1 当社は荷受人から集金した商品代金について、毎週金曜日までに集金したものを原則として金融機関の4営業日後(同日が金融機関の休日である場合は翌営業日)に振り込むこととします。但し、ゴールデンウィーク、夏季休暇期間、年末年始の期間には、振込日が数日遅れる場合があることを荷送人は了承することとします。
- 2 当社は荷送人に対して、前項の振込を行った後、その支払明細を通知します。
- 3 当社は、以下に該当する場合、商品代金等の支払いを保留または拒絶することができるものとします。

① 荷送人が本コレクト約款に違反しているおそれがあると当社が判断した場合

② 荷送人が当社に対して支払うべき債務(本サービスの利用契約(第4条)に基づく債務を含むが、それら債務に限らない。)について期日までに支払われていない場合

なお、本条の定めにより当社がその支払いを保留または拒絶した期間は商品代金について利息ないし遅延損害金は付さないこととします。

## 第10条 地位の譲渡・債権譲渡の禁止

- 1 荷送人は、本コレクト約款に基づく取引上の地位を第三者に譲渡できません。
- 2 荷送人は、本コレクト約款に基づく荷送人の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等を行うことはできません。

## **第 11 条 荷送人の荷受人への通知について**

荷送人は荷受人に対して、本サービスの利用は、現金決済に限るものであること及び利用できる地域(第 3 条第 7 項)に限定があることを周知させることとします。

## **第 12 条 荷送人の義務**

荷送人は荷受人との間において、商品違いや商品の品質、品量の不足その他同商品の売買について荷受人との間で紛争が生じた場合には、当社は商品の配送及び代金の集金の業務を行うに留まるものであることを説明し、荷受人に周知させ、その紛争については荷送人の費用と責任をもって対処し、これを解決することとします。

## **第 13 条 返金について**

当社が商品代金の集金を行った後に、返品その他の理由により、荷受人が荷送人に代引金額の返金を申し入れ、荷送人がこれを承諾した場合、荷送人は荷送人の責任において速かに、荷受人に対し代金の返金を行うこととし、その他適切な処理を行なうこととします。

## 第 14 条 商品の返品について

- 1 荷受人は、当社運送約款、その他当社との契約等に定める場合のほか、以下に定める場合にはその商品を荷送人に返送できるものとします。
  - ① 荷受人が商品の受取を拒絶したとき
  - ② 荷受人が代金の支払を拒絶したとき
  - ③ 送り状記載の住所と荷受人の実際の住所が異なるとき
  - ④ 荷受人の事情により、発送後 10 日以上商品の引渡しができなかったとき
- 2 商品の返品先は、伝票記載の荷送人の住所に限るものとし、他の住所への転送はできません。
- 3 商品の返品の場合、荷送人は当社に対し、当社所定の運賃を支払うこととします。

## 第 15 条 相殺等

当社は、荷送人が第 8 条に定める手数料の支払その他荷送人が当社に対して負担する運送料、その他の債務についての支払を行わない場合には、当社が荷送人に対して支払うべき第 9 条記載の商品代金と相殺することができることとします。

## 第 16 条 荷送人の登録事項の変更

- 1 荷送人は、本取引申込書記載の事項について変更が生じた場合、直ちに、当社所定の書式をもって、当社の要求する書類を添付のうえ当社に届け出るものとします。

- 2 前項の届け出が直ちになされないことに基づく送付書類・商品代金の支払いの延着・未着によって生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第 17 条 情報の収集および利用等

当社に本サービスの申込みをした法人・個人及びその代表者(以下、併せて「荷送人等」という)は、荷送人等の情報について当社が以下のとおり取扱うことに同意するものとします。

- 1 荷送人等と当社の間の本サービスの申込み審査、及び取引後の管理等取引上の判断の為に、以下の荷送人等の情報(代表者の個人情報を含む)を収集、利用すること
  - ① 荷送人等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、FAX 番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等、荷送人等が取引申込み時、及び変更時に届け出た事項
  - ② 申込日、取引承認日、取扱商品の荷送人等と当社の取引内容に関する事項
  - ③ 荷送人等の運送取引状況、及び当社との取引状況
  - ④ 荷送人等の営業許可証等の確認書類の記載事項
  - ⑤ 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
  - ⑥ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

- 2 以下の目的のために、荷送人等の情報を利用すること
  - ① 当社が本サービスの利用契約に基づいて行なう業務の遂行
  - ② 宣伝物の送付等当社の営業案内
  - ③ 当社のサービス向上のため、また新たなサービス等の企画
- 3 本コレクト約款に基づいて行なう業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、荷送人等の情報を当該委託先に開示すること

## **第 18 条 取引不成立時および取引終了後の荷送人の情報の利用**

- 1 当社が荷送人による本サービスの申込みを承認しない場合であっても、申込みをした事実及び第 17 条により収集した荷送人等の情報は、理由の如何を問わず、第 17 条に定める目的のために、当社において一定期間利用できるものとします。
- 2 当社は、取引終了後も第 16 条に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、荷送人等の情報を保有し利用できるものとします。

## **第 19 条 情報等の機密保持**

- 1 荷送人及び当社は、本サービスの提供により知った相互の営業上・技術上の機密を他に漏洩または、本コレクト約款の目的(第 17 条第 2 項)以外に利用してはならないものとします。
- 2 荷送人及び当社は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるもの

とします。

- 3 荷送人または当社の責に帰すべき事由により、相手方に情報に関する漏洩事故等による損害が発生した場合には、荷送人または当社は相手方に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
- 4 本条第1項ないし第3項の規定は、本サービスの利用契約(第4条)終了後においても2年間効力を有するものとします。

## 第20条 取引解除

- 1 荷送人が以下のいずれかに該当する場合、当社は、荷送人への事前の通知・勧告を要せず、直ちに本サービスの利用契約の全部もしくは一部を解除できるものとします。
  - ① 荷送人が本約款に違反したとき
  - ② 申込書等に虚偽の記載があったとき
  - ③ 荷送人が監督官庁から営業取消し・停止・改善命令等の処分を受けたとき
  - ④ 荷送人振出の手形・小切手が不渡りになったとき、その他支払い停止となったとき
  - ⑤ 荷送人が差押え・仮処分・競売の申し立て、または滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算等の申し立てがなされたとき、または自らが申し立てたとき
  - ⑥ 荷送人が営業の廃止、解散(合併の場合は除く。)、または私的整理を開始した場合

- ⑦ その他荷送人の信用状況が著しく悪化したと当社が判断したとき
  - ⑧ 荷送人が本サービス提供の相手方としてふさわしくない事情が生じたとき当社が判断した場合
  - ⑨ 当社の配送システムの変更その他の事情により同サービスを提供することが困難と当社が判断した場合
  - ⑩ 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体、特殊知能暴力集団等のいわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していた場合、または密接な関係を有する場合
  - ⑪ 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、偽計又は威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をした場合、または公序良俗に反する行為をした場合
  - ⑫ その他本サービスを継続しがたい事情が生じた場合
- 2 前項第9号の場合を除き、当社による本サービスの利用契約(第4条)の解除により当社が損害を被った場合、荷送人は当社にその損害を賠償するものとします。
- 3 本条第1項に基づいて当社が本サービスの利用契約(第4条)を解除した場合であっても、それまで荷送人が当社に依頼した個別の集金代行の依頼は、別途取消し・解除がされない限り、その効力を有するものとします。
- 4 荷送人は本サービスの利用を終了した場合には、直ちに荷送人の負担において広告媒体等から本サービス取扱いに関する全ての記述・表記等を削除し、未使用

の本コレクト伝票については当社に返却することとする。

## **第 21 条 期間**

本サービス利用契約の有効期間は、当社が申込を受けた日から 1 年間とし、当社もしくは荷送人から相手方に対し期間満了の 1 ヶ月前までに書面による終了を申し出ないときは、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## **第 22 条 本コレクト約款規定外の事項**

本コレクト約款に定めのない事項は、関連する法令等に従うものとし、内容に疑義が生じた場合には、荷送人・当社は誠意をもって協議の上解決するものとします。

## **第 23 条 準拠法**

本コレクト約款に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

## **第 24 条 管轄裁判所**

荷送人と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## **第 25 条 本コレクト約款の変更**

本コレクト約款の変更については、当社が、ホームページ上での告知その他適当な方法により、その変更内容を公開した後において、荷送人が本コレクト約款に基づく商品の配送を申し込んだ場合には、変更後の本コレクト約款を承認したものとします。

以上

## 附則

### 第1条 (実施期日)

この約款は、平成 24 年 1 月 16 日から実施します。

株式会社エコ配

東京都港区赤坂 1-6-14 赤坂協和ビル 3 階